

国際教養大学、奈良県立国際高等学校及び奈良県教育委員会の 教育連携に関する協定書（案）

国際教養大学（以下「大学」という。）、奈良県立国際高等学校（以下「高校」という。）及び奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育に係る連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大学、高校及び教育委員会の三者（以下「協定締結者」という。）が、英語と異文化理解に関する教育において連携協力することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 協定締結者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 教育委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）に在籍する教員の、大学の専門職大学院修士課程への派遣（原則、毎年度1名）に関する事。
- (2) 教育委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）に在籍する教員の、大学が主催する教育プログラム（ティーチーズセミナー等）への参加に関する事。
- (3) 高校に在籍する生徒の、大学が主催する教育プログラム（English Village 等）への参加に関する事。
- (4) 高校に在籍する教職員の教育視察に関する事。
- (5) 大学に所属する教員の、高校への派遣及び出前講義に関する事。
- (6) その他前条の目的を遂行するために必要と認める事項

（施設設備等の利用）

第3条 前条に定める事項の実施に当たっては、業務に支障のない限り、協定締結者の有する施設設備等の利用を妨げない。

（守秘義務）

第4条 本協定に基づき、協定締結者が知り得た秘密情報については、この協定の有効期間の前後を問わず、第三者に対し開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に書面により協定締結者の承諾を得ている場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに協定締結者から更新しない旨の申し出がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、協定締結者が協議の上、定めることとする。

2 本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、協定締結者で協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定締結者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱
公立大学法人国際教養大学

学 長

(鈴木 典比古)

印

奈良県奈良市二名町1944番12
奈良県立国際高等学校

奈良県立国際高等学校開校準備事務管理者
教育政策推進課長

(熊谷 啓子)

印

奈良県奈良市登大路町30
奈良県教育委員会

教育長

(吉田 育弘)

印